

団体貸出実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市図書館規則（平成20年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、図書館資料（以下「資料」という。）の団体貸出を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体貸出の登録及び利用)

第2条 資料の団体貸出（規則第4章に規定する団体館外利用をいう。以下同じ。）を希望する団体（市内の学校を除く。）の責任者は、毎年度、団体貸出登録・変更申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を図書館長に提出しなければならない。登録をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 申込書の提出先は、別表のとおりとする。
- 3 登録の有効期間は、各年度の末日までとする。
- 4 登録の更新を希望するときは、有効期間が満了する3月中に申込書を提出しなければならない。
- 5 団体貸出は、中央図書館セット貸出と重複して利用することはできない。

(資料の貸出し及び返納)

第3条 団体の責任者は、図書館において資料を選び、職員の確認を受けたいうえで、借り受けるものとする。この場合において、貸出しができる資料は、図書及び紙芝居に限るものとし、資料の予約は、受け付けない。

- 2 資料を返納するときは、貸出しの際に受け取ったリストを持参し、職員の確認を受けなければならない。
- 3 資料の貸出し及び返納は、休館日を除く平日のみ受け付け、貸出日及び返納日の変更があるときは、事前に図書館へ連絡するものとする。なお、返納は貸出しを受けた図書館に行うものとする。
- 4 図書館において、貸出資料の中に予約資料ができたときは、貸出しを受けている団体と協議のうえ期間を定めて返納を求めることができるものとする。

(利用状況の報告)

第4条 図書館長は、団体貸出の期間中において、団体の責任者に対して、資料の利用状況について報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、団体貸出の実施に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。
(団体貸出実施要綱の廃止)
- 2 団体貸出実施要綱(2003年(平成15年)5月15日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。

別表(第2条第2項関係)

提出先	担 当 区 域 (学区名)
中央図書館	(小学校) 東, 西, 南, 霞, 川口, 手城, 深津, 樹徳, 泉, 旭, 光, 蔵王, 千田, 津之郷, 瀬戸, 熊野, 水呑, 箕島, 高島, 曙, 多治米, 桜丘, 西深津, 久松台, 新涯, 山手, 川口東, 明王台 (中学校) 東, 城北, 城南, 鷹取, 向丘, 中央, 誠之, 城西 (義務教育学校) 鞆の浦学園
松永図書館	(小学校) 赤坂, 神村, 本郷, 松永, 柳津, 金江, 藤江, 遺芳丘 (中学校) 済美, 大成館, 松永, 精華, 福山
北部図書館	(小学校) 御幸, 有磨, 福相, 宜山, 駅家, 駅家西, 駅家北, 広瀬学園, 加茂 (中学校) 幸千, 芦田, 駅家, 駅家南, 広瀬学園, 加茂
東部図書館	(小学校) 引野, 大津野, 坪生, 春日, 伊勢丘, 旭丘, 緑丘, 長浜, 野々浜, 幕山, 日吉台, 大谷台 (中学校) 城東, 鳳, 培遠, 大門, 一ツ橋, 東朋
沼隈図書館	(小学校) 山南, 常石ともに学園 (中学校) 至誠 (義務教育学校) 想青学園
新市図書館	(小学校) 常金丸, 網引, 新市, 戸手 (中学校) 新市中央
かなべ図書館	(小学校) 神辺, 竹尋, 御野, 湯田, 中条, 道上 (中学校) 神辺, 神辺東, 神辺西

※高等学校については、担当区域の図書館又は中央図書館を選択できる。

(様式1)

団体貸出登録・変更申込書

年 月 日

中央図書館長 様
(図書館)

団 体 名 _____

責任者名前 _____

住 所 _____

電 話 _____

利用について、福山市図書館規則及び団体貸出実施要綱を遵守し、借受団体として申し込みます。

期 間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

申込事由（団体の概要・活動内容及び団体貸出を希望する理由など）